

○みどり市環境基本条例

平成21年6月30日

条例第28号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念(第8条)

第2節 環境基本計画(第9条—第11条)

第3節 市が講ずる環境の保全等のための施策(第12条—第19条)

第3章 地球環境保全の推進(第20条—第22条)

第4章 環境審議会(第23条—第26条)

附則

私たちのまち、みどり市は、古来より歴史と文化に恵まれた田園都市として、渡良瀬川とともに歩み続けてきた。

私たちは、先人の知恵と努力により、豊かで快適な暮らしを享受することができるようになった。しかしながら、日々の暮らしから排出される大量の廃棄物等は環境に影響を与え、今では人類の生存に影響を及ぼすほどの深刻な問題を生じさせている。

もとより、豊かで快適な環境を享受することは市民の権利である。この豊かで快適な環境を享受するだけでなく、環境を守り育て、そして未来の子供たちに適切に引き継ぐ責務があることを、私たちは忘れてはならない。

私たちは、この責務を果たすため、市民一人ひとりの知恵と努力、参加と協働によって持続可能な社会づくりをすすめ、もって自然と共生する豊かな生活都市の創造をめざすものとする。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び旅行者その他の滞在者(以下「滞在者」という。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに地球環境保全に寄与することを目的

とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境との共存をめざしつつ、これらを将来の世代へ承継されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない活力のある健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会が構築されるように行わなければならない。
- 3 環境の保全等は、市、市民、事業者及び滞在者の公平な役割分担の下で、相互に連携しつつ適切に行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることを認識しつつ、将来に向けて健康で文化的な生活を確保するため、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、市民、事業者及び滞在者の環境に関する理解を深めるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られること。

(2) その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄される場合の排出抑制、適正な循環的利用及び処分が図られること。

(3) その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めること。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、滞在者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念

第8条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全等のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、みどり市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめみどり市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書)

第10条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき講じた施策を明らかにするための報告書を作成し、これを公表するよう努めるものとする。

(環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

第3節 市が講ずる環境の保全等のための施策

(環境保全上の規制)

第12条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為その他環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的支援)

第13条 市は、市民又は事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他環境の保全等に関する活動を促進するため、必要かつ適正な経済的支援を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第14条 市は、市民、事業者及び滞在者の環境の保全等についての理解が深まるように、環境教育及び環境学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第15条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う自然保護活動、リサイクル活動その他の環境の保全等を図るための活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、環境教育及び環境学習の振興、並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との連携)

第17条 市は、環境の保全等を図るために広域的な取組が必要とされる施策について、国、県及び他の地方公共団体と連携して、その推進に努めるものとする。

(調査及び研究)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、環境の状況その他必要な調査研究を推進するものとする。

(意見の反映)

第19条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、市民及び事業者の意見を聴くための措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第20条 市は、地球環境に与える負荷を低減するための施策に率先して取り組むとともに、地球環境保全のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、地球環境保全を推進するため、地球環境の状況その他の地球環境保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(地球温暖化対策のための取組)

第21条 市は、地球温暖化対策のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるものとする。

第22条 市民、事業者及び滞在者は、その日常生活、事業活動及び滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自ら講ずるよう努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

第4章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第23条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、みどり市環境審議会(以下

「審議会」という。)を置く。

(環境審議会の組織及び委員)

第24条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募した市民
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって決める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の運営)

第26条 前2条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。